

令和2年度新温泉町人権啓発パンフレット

(新温泉町「差別をなくし人権文化をすすめる」町民運動推進スローガン)

みんなの21世紀 なくそう差別 守ろう人権

令和2年度 新温泉町人権ポスター優秀作品



大庭認定こども園年長
おかさか みなみ さん



照来小学校2年
あかさか 赤坂 りま 俐茉 さん



温泉小学校4年
いのうえ 井上 ちゆき 知侑姫 さん



浜坂中学校3年
しもが 下雅意 あやね 文音 さん



新温泉町・新温泉町教育委員会

誰もの人権を守るために

いったんは落ち着いたと思われた新型コロナウイルスが猛威を振るい、まだまだ予断を許さない状況が続いています。

そういった中で、SNS上の書き込み等に個人への誹謗中傷や真偽不明の個人情報を書き込まれる事案が全国的に多発し、大きな問題となっています。

たとえどんなに気を付けていても、ウイルスには誰もが感染する可能性があります。インターネット上で個人情報を拡散したり、個人を誹謗中傷することは人権侵害行為であり、絶対に許されることではありません。

差別がある社会では、感染しても隠そうとする人が出てくる恐れがあり、結果的に感染を広げてしまう危険性も考えられます。もし自分や大切な家族が感染してしまったらどうでしょう。皆、誰かの大切な人なのです。

すべての人が生まれながらに持っている人権。人権は、私たち一人ひとりが幸せに生きていくためのかけがえのない権利です。

新温泉町人権教育協議会では、地域、学校、企業等が協働で、人権の学びを通して、偏見や差別、排除の無い、誰もの人権が守られる安心安全な地域をつくるという共同の課題に取り組んでいます。

地域で安心して暮らしたいという願いは、皆同じです。人権尊重の町、新温泉町の実現に向けて、さらなる取り組みを進めていきましょう。

新温泉町人権啓発指導員会 代表 河越智子

新温泉町の人権施策

新温泉町人権啓発推進条例

新温泉町には人権啓発推進条例があります。平成17年に兵庫県下で3番目に制定されました。その目的はもちろん「人権が尊重されるまちづくり」です。しかし、条例ができたからといってすぐにまちが良くなるわけではありません。「まちづくり」は「ひとづくり」という言葉があるように、まちをつくるのはそこに住んでいる住民です。一方、環境が人をつくるという言葉もあります。人は環境によっても成長していきます。人が環境をつくり、つくられた環境がまた人を成長させてくれる。そうしながら、そこに住む人と環境がお互いに高まりあいながら相乗効果を生み出し住み良いまちができていくと考えます。

条例の第3条には、「町民はお互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする」と町民の責務がかかれています。このまちに住むすべての人がそのような意識を持ち、少しでもまちを良くしていこうとするならば、まちは必ずや私たち住民に今以上の幸せをもたらしてくれるものと信じています。

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(人権啓発推進委員会の設置)

第4条 第1条の目的を達成するため、人権啓発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(以下略)

新温泉町人権啓発方針

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による差別をも受けることなく、権利と自由とを享有することができる。

同和問題をはじめ障がい（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）者、高齢者、女性、子ども、外国人、アイヌの人々、エイズウィルス（HIV）感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、矯正施設被収容者、性的指向による偏見・差別、ホームレス、性同一性障がい者等、あらゆる差別・人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由、尊厳と権利、平等にかかわる問題である。

これらの差別・人権問題を解消するため、新温泉町人権啓発推進条例の目的を踏まえ、行政はもとより、町民自らも人権意識の高揚と差別・人権問題の解消に努め、お互いの人権が尊重され、差別のない誇りが持てる町、地域社会づくりに積極的に取組まなければならない。

基本姿勢

- 1 内閣同和对策審議会答申及び人権擁護推進審議会答申の理念並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「新温泉町人権啓発推進条例」に基づき、人権意識の高揚を図る。
- 2 同和問題をはじめとするあらゆる差別・人権問題の解消を図るため、学校及び地域社会における人権教育及び人権啓発を推進する。
- 3 人権施策を協議する機関として人権啓発推進委員会を設置し、人権教育及び人権啓発並びに人権施策の推進を図る。
- 4 人権施策推進の行政機関として人権施策行政推進会議を設置し、人権施策を推進する。
- 5 人権教育啓発指導者の育成・確保に努める。
- 6 差別・人権問題に総合的に取組むため、担当部署の体制を強化するとともに、住民学習及び住民交流の拠点として文化会館の運営等の整備充実に努める。

人権啓発指導員研修会

新温泉町では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消をめざして、人権教育及び人権啓発推進、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的に、指導助言に当たる人権啓発指導員を配置しています。人権啓発指導員は、地域、各種団体、職場などで行われる人権学習会、研修会、講座等において、住民により身近な存在として、住民の意識や認識に対応した啓発、指導・助言を行い得ることを目指して研修を重ねています。

本年度の人権学習テーマは「SNS時代における外国人の人権」で、啓発ビデオは「サラーマット～あなたの言葉で～」を使用します。

現在、訪日外国人の増加や改正出入国管理法の施行など、外国人の人々と接する機会が増え職場や地域で共に生きる時代になっています。一方で、文化、言語、習慣などの「違い」や偏見から外国人が増えることに抵抗を感じている人も少なくありません。また、スマートフォンの急速な普及によって、SNS内でのいじめなどが深刻化し社会問題になっています。一人ひとりがSNSを利用する際にマナーや配慮について考えていく必要があります。

このビデオの主人公・珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミランダに対し、様々な「違い」を「壁」だと捉え、面倒な存在だと感じてしまいます。しかし、自分とは異なる文化や考え方を持つミランダとの対立や交流を通して、珠美は新たな視点に気づかされ、「違い」は様々な問題解決の糸口になることも学んでいきます。珠美とミランダの姿を通して、外国人は「受け入れてあげる存在」でも「労働者」でもなく、「助け合うことができる対等な仲間」であること、そして、SNSを「傷つけるための道具」としてではなく、人の心と心をつないでいくために利用する様子を描いています。「違い」は「壁」ではなく、自分を成長させ、地域を豊かにする源です。異なる文化の人たちを、共に未来を作る新しい存在として尊重し、互いに高めあっていく、そんな多文化共生社会の実現をめざす人権啓発ドラマになっています。



ビデオを視聴した後、鳥取市人権情報センター人権教育推進員の田川朋博さんから話を聞きました。（講話の内容は以下の通り）

まず、日本に暮らす外国人の状況について考えてみたい。2014年には200万人ぐらいであったが2019年の6月末には300万人に迫る勢いになっている。国籍・地域別在留外国人数については、中国28%、韓国16%、ベトナム13%、フィリピン10%であり、東アジア、東南アジア出身者が多い。在留資格別外国人の構成比をみると、永住者28%、特別永住者11%、日本人の配偶者5%、定住者7%となっている。また、平成31年には改正出入国管理法が制定され、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設され、一定の技能と日本語能力のある（技能試験・日本語試験あり）外国人に日本で就労が認められるようになった。人手不足に悩む14の業種で、「1号」の受け入れ人数は今後5年間で最大34万人を見込んでいる。そのため、これまで以上に日本で就労する外国人やその家族が増加することが予想されている。一方で、技能実習生については転職の自由はなく、同一企業で実習を継続・終了することになっており、低賃金、長時間労働などの問題も浮上しており、失踪も後を絶たない現状がある。なにか、「制度上の問題」があるのかもしれない。

次に「身近な問題」を、ビデオの中の発言を通して考えてみたい。

「訪問介護は利用者さんと一対一になるんですよ。外国人なんて・・・」「樫本さん、これはないですよ。出稼ぎに来ているような人に母を任せるなんて」「ここだけの話、私、外国人苦手。これ以上増えてほしくない」という発言があったが、いずれも外国人を見下しており、外国人を排除しようとしている意識が働いていることがわかる。思い込み、偏見に裏付けされた発言であるように思える。

「マイクロアグレッション」という言葉がある。マイノリティ（少数派、少数民族）に対して意識的か無意識的かを問わず、敵意や侮辱を伝える些細で、ありふれた日常的な言動を言うのであるが、「外国人が箸をうまく使えたり、漢字を読み書き出来たりすることを大げさに褒める」「『こんにちは』と一言言っただけで『日本語お上手ですね』と言われる」。このように、何気なく言った言葉でも、受けた側はひどく傷つく場合があることも忘れてはならない。

「傷つけるつもりはなかったから、差別ではない」という人がいるが、『差別は悪意があってなされるものとは限らない』し『差別するつもりがなかったとしても、受ける被害に変わりはない』のである。大事なことは、多様性を尊重しお互いに分かりあえ、理解しあえる関わりである。

「相手のことを知る」ことが、最も大切なことではないだろうか。

各地区・団体人権学習

新温泉町では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、ハンセン病、インターネットによる人権侵害などの人権課題をテーマに、各種団体、地域住民、新温泉町職員を対象にした人権学習会を年間延べ60回程度実施しています。

本年度の学習テーマは「SNS時代における外国人の人権」、啓発ビデオは「サラーマット」を使用しました。

各地区人権学習会

8月の差別をなくし人権文化をすすめる町民運動強調月間を中心に町内約30会場で人権学習会を実施しています。温泉地区では主に集落を単位とした学習会、浜坂地区ではブロック単位、旧小学校区単位の学習会など様々な形で学習会を展開しています。



芦屋地区人権学習会（10/18）

各種団体人権学習会

町内の職場や団体、サークル等を対象にした学習会を実施しています。それぞれの団体が職場や文化会館などを会場にして積極的に人権について学んでいます。



高齢者大学・宇都野学園
人権学習会（10/15）

町職員人権学習会

新温泉町職員約500名を対象にした人権学習会を実施しています。毎年10月を中心に学習会を開催し、令和2年度は延べ8会場で実施しました。全職員がそれぞれの希望する会場での学習会に参加しています。この学習会は職員の勤務時間中に実施しており、職員は職務の一環として研修しています。



町職員人権学習会（10/20）

住民交流学習人権講座

文化会館を会場として、文化会館の近隣地区の住民等を対象とした住民交流学習会（成人学級）を6月から10月にかけて毎月1回（年5回）開催しています。各地区の人権教育推進員や地域住民、さらには文化会館運営委員など毎回40名近い方々が学んでいます。人権DVDを視聴し、その後人権啓発指導員の講話で学習を深めています。

第1回人権講座

開催日：令和2年6月24日（水）
テーマ：障がいのある人の人権
DVD「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」
人権啓発指導員：河越智子氏



ユニバーサル社会とは、障がいの有無にかかわらず、女性も男性も高齢者も若者もすべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支えあい、誰もが生きいきとした人生を享受することのできる社会のことです。障がいのある人もない人も誰もが住みよいユニバーサル社会をつくるためにはどうしたらよいのでしょうか。このDVDでは、障がいのある人が直面する人権問題として、①高校への進学を希望する障がいのある生徒の例②盲導犬を連れた視覚障がいのある人に対する入店拒否の例③障がいのある人の意向が十分に尊重されなかった例の3つの事例が紹介されました。

- ① の事例では、正当な理由がないにもかかわらず、障がいを理由に排除や制限などをすることは「不当な差別的取り扱い」に当たる。「正当な理由」の有無は合理的配慮の提供の可否を含めて、客観的・総合的に判断されることになる。
- ② の事例では、動物の入店をお断りしているお店であっても、聴導犬・盲導犬・介助犬は例外的に入店を認めなければならない。盲導犬をなでたり声をかけたり食べ物を与えたりすると、盲導犬が集中力を欠いて、安全な歩行ができなくなる可能性があるため、見守ってあげるような姿勢が必要である。
- ③ の事例では、合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人の意向を最大限に尊重することが大切である。お互いにしっかりと話し合い、障がいのある人がどのような配慮を求めているのかを理解することが必要である、など「障がいのある人と人権」について深く考えることができました。

（河越智子人権啓発指導員の講話内容）

相模原やまゆり園事件から4年が経過した。46人の障がい者が襲われ、19名が命を奪われた。その事件では、被害者の名前は匿名報道された。理由は、一部のご遺族が家族の中に障がい者がいることを隠してきた、あるいは、今後の商売に差しさわりのあるとのことだったと聞いている。問題は、そのように主張したご遺族ではなくむしろ、そのように主張せざるを得なかったご遺族を追い込んでいった社会の在り様ではなかったかと考えている。さらに、犯人が元施設職員であったことにも大きな衝撃を受けた。重度の障がい者は生きている価値がないとか、社会に役立たない人は生きている意味がないという理由で犯行に及んだそうだ。

この事件の根底には、社会の在り様が大きくかわっているように思えてならない。私たちがどんな社会にしていきたいのかが問われている事件であったと考えている。人の価値はそこに存在しているだけで価値があるものである。

日本国憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあり、憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする。」とある。

一方で昭和23年に旧優生保護法が制定され平成8年まで続いていた。「優性上の見地から不良な子孫の出生を防止する」というものである。強制的な不妊手術が16,000件実施されていたことが報道されていた。実際に優生手術が行われたのは、遺伝性疾患、知的障害、精神障害のある人が多いとされる。手術された人の7割が女性だった。中には9歳や10歳の少女や少年も含まれていたことも明らかになっている。なぜこのような法律が平成8年まで継続し続けていたのか不思議である。

「障害」という言葉は、近年「障がい」と表記されるようになった。それは、「害」という字にマイナスの意味があり、好ましくないという理由によるものである。「障害」という言葉は体のどこかに欠陥があり障害ゆえにできないことが多くあり、社会参加もできないと考えられていた（障害の医学モデル）。それに対して、身体に障害のあることが悪いわけではなく、健常者中心に社会がつけられてきたために、社会の中に様々なバリア（物理的バリア・誤解や偏見など）がある。そのせいで差別され、社会参加できないことが問題である。社会が作っているバリアが障がい者問題の最大の問題であり、核心であり、社会全体で取り除いていかなくてはならないという考え方がある（障害の社会モデル）。障がい（社会のバリア）をなくして誰もが参加できる社会に変えていくのは、社会全体（私たちみんな）の責任である。

第2回人権講座

開催日：令和2年7月22日（水）

テーマ：同和問題

DVD 「人と皮革（かわ）の歴史」

人権啓発指導員：日浦 智氏



今回は『同和問題』をテーマにしたDVD「ひとと皮革（かわ）の歴史」を視聴し、人権啓発指導員の日浦智さんの講話で学習を深めました。

今回のDVDは、「皮革を利用して発展してきた人間の歴史」を主題とし、人が動物の命を様々な生活用品に加工し活用して生きてきたにも関わらず、「肉食は穢れる」とか「殺生は地獄に堕ちる」といった仏教の教えや神道の考え方によって、皮革生産にかかわる人たちを差別し排除してきたことの矛盾や不合理を詳しく描いています。

私たち人間は、今も昔も生きものの恵みに満たされて生活してきました。しかし、それが動物の「死」とつながるため「穢れている」「残酷だ」と言い、生きものの命を人々へ手渡す人々を差別してきました。一方で、「死は穢れている」といった人も「にかわ」でできた墨で文字を書き、「肉食は仏様が嫌う」と言っていた人も「にかわ」で固められた仏像を拝んできました。

「にかわ」は「かわ」を「煮」てつくるものであり、「にかわ」も「かわ」の一部です。「かわ」を「煮」ることで「かわ」は見えなくなりますが、墨や絵具、仏具や家具、弓などに化けて日本文化を大きく支えてきたことも事実です。

日本列島に住む人々は、墨や絵具の発生以前の古くから、動物の肉を生で、あるいは焼いて食べていただけでなく、植物と肉類を合わせて煮て、固形物は食べ、その煮汁を飲み、やがて「かわ」の煮汁に強い粘着力があることを発見し、それを様々な用途に転用することを自然に知ってきた歴史があります。

過去、「かわ」と「にかわ」に携わる多くの人々が差別されてきました。それが「エタ」と呼ばれてきた人々です。また、「かわ」や「にかわ」に携わる人々への差別については、宗教（仏教・神道）による影響も無視できません。6世紀前半に日本に入ってきた仏教が、インドで行われていた差別を日本に伝え、差別の土台と制度化の地ならしをしたことも否定できません。

このように、愚かで人としてのあり方を否定する差別に私たちは「さよなら」をしたいものです。

（日浦智人権啓発指導員の講話内容）

新温泉町には「新温泉町人権啓発推進条例」がある。第1条に「お互いの人権が尊重され、誇りが持てるまちづくりの実現に寄与する」とあり、第3条には「自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し差別の解消に努める」とある。真に誇りある条例だと思う。

国においては「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に施行された。そこには①現在もなお、部落差別が存在する②部落差別は許されないものである③これを解消することが重要な課題である④部落差別のない社会を実現する、と明記されている。

日本国憲法第14条には「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、または社会的において差別されない」とある。つまり、部落差別は違法であり、社会悪ということになる。

「部落差別」とは「日本社会の歴史的過程で作られた身分差別によって、今なお同和地区・被差別地域などと呼ばれる地域の出身であることなどを理由に結婚や就職、日常生活の中でいろいろな差別を受けるなどの日本固有の人権問題」である。

人間の値打ちは地面の町名では決まらない。いまこそ人間の値打ちを地面の町名で決める社会からきっぱりと別れを告げなければならない。そのためには同和問題を正しく理解しなければならない。

被差別身分の人々は下位や最底辺ではなく、社会から疎外されていた。そして独占的に皮革にかかわる仕事をしながら安定した経済状態にあった。中でも関東の穢多頭の弾左衛門や大阪の皮革業者は何十万両の大金持ちであって、幕末には名字・帯刀が許され、士分に取り立てられた者もいた。また、新田開発により周辺の農村を上回る経済力を持っていた村もあった。さらに、職能（仕事）を通じて社会を支え豊かな文化を生み出していた。「にかわ」を発明し、世界遺産にもなっている「銀閣寺の庭園」を残し、「能楽」を大成した。蘭学の発展にも寄与している。杉田玄白に解剖学を指導したのも彼らであった。

偏見・差別は変えられる、変えていくもの、差別は無くすものである。

「部落差別」は根拠がなく、偏見に満ちたものである。「部落差別の起こり」は中世からの「穢れ意識」に基づいた「民衆による差別」であった。よく「血筋」という言葉を耳にするが、曾祖父母（3代前）の名前を言える人はいるのか。祖父母の4名の名前さえも言えないひとが多いのが現実である。ましてや江戸時代（6代ほど前）の自分の先祖などわかる人がいるだろうか。「部落差別」は「部落といわれている所」に関わりがあるらしい人（部落民）に対する差別だとすれば、「血筋の違い」など何の根拠にもなっていない。すべての人に父母が存在している。26代前まで（中世）さかのぼれば6,700万人にもなり、当時の日本の人口をはるかに上回る。「尊い血筋」「穢れた血筋」なんて全く意味はない。私たち一人ひとりはいろいろな身分が混ざり合った子孫なのである。

自分たちの生活する地域社会の差別に気づき、それを克服する筋道を考える。そうすることが「人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努める」ことにつながるのではないか。

第3回人権講座

開催日：令和2年8月26日（水）

テーマ：SNS 時代における外国人の人権
DVD「サラマット～あなたの言葉で～」
人権啓発指導員：中村勝明氏



今回は『SNS 時代における外国人の人権』がテーマの「サラマット～あなたの言葉で～」(令和元年度兵庫県人権啓発DVD)を視聴し、その後、中村勝明人権啓発指導員の講話を聴きました。

現在、訪日外国人の増加や改正出入国管理法の施行など、外国の人々と接する機会が増え職場や地域で共に生きる時代になっています。一方で、文化、言語、習慣などの「違い」や偏見から外国人が増えることに抵抗を感じている人も少なくありません。

また、スマートフォンの急速な普及によって、SNS 内でのいじめなどが深刻化し社会問題になっており、一人ひとりが SNS を利用する際にマナーや配慮について考えていく必要があります。

このDVD 学習のねらいは①「外国の異文化に対する理解を進めて、外国人との共生について考える」②「SNS は情報モラルを身につけて利用することで他者と相互理解できることを知る」の2つあります。DVD の主人公・珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミランダに対し、様々な「違い」を「壁」と捉え面倒な存在だと感じます。しかし、自分とは異なる文化や考え方を持つミランダとの様々な交流を通して珠美は新たな視点に気づかされ、「違い」は様々な問題解決の糸口になることを学んでいきます。

珠美とミランダの姿を通して、外国人は「受け入れてあげる存在」でも「労働者」でもなく、「助け合うことができる対等な仲間」であること、そして、SNS を「傷つけるための道具」としてではなく、人の心と心をつないでいくために利用する様子が描かれていました。

「違い」は「壁」ではなく、自分を成長させ、地域を豊かにする源であり、異なる文化の人たちを共に未来を作る新しい存在として尊重し、互いに高めあっていく、そんな多文化共生社会の実現が大切であることを学びました。

(中村勝明人権啓発指導員の講話内容)

現在、新温泉町には多くの外国人が生活している。最も多いのはインドネシア人の50名でそのほとんどは漁業に従事している。次に多いのは中国人の42名、水産関係に従事している。次いでベトナム人の25名で、縫製工場働いている。ニュージーランドからは4名が新温泉町の学校でALTとして働いている。多くの外国人に地域が支えられているのです。

一般的に、相手と分かり合うには話をするのが大切です。話をすると相手と分かりあえる。そこには言葉ではなく、心のつながりが生まれます。

DVD のなかの登場人物の言葉に、「訪問介護は利用者さんと一対一になるんですよ。外国人なんて・・・」「だけど、国が違えば文化とか習慣の違いとか、いろいろな壁があるでしょ」「違いはあるよ。でも、違いは壁じゃないから」「じゃ何?」「だから違いは・・・」「出稼ぎに来ているような人に、母を任せるなんて」などがあるが、私たちが外国人を避けてしまうのはなぜだろう。言葉が通じないから?しかし、通じ合うのは言葉ではなく心です。心が通じ合うのが大切です。相手を大切に思えば、相手からも大切に思われるものです。

今、新型コロナが流行している。新型コロナウィルスが怖いのは「3つの感染症」がつながっているからです。このことは外国人差別や部落差別につながっているので紹介したい。

第1の感染症は「病気」。第2の感染症は「不安」。第3の感染症は「差別」です。

つまり、①新型コロナウィルスは未知のウィルスでわからないことが多いため不安が生まれる。②その不安がウィルス感染に関わる人を遠ざけようとする。これが「差別」です。排除の差別です。③そして、差別を受けるのが怖くて、熱や咳があっても病院での受診をためらい、その結果さらに病気を拡散させる。この負の連鎖を断ち切るためには、不安を感じた時に、何が真実かを学ぶことです。真実を知らない人が「排除の差別」をしてしまうのです。

「違い」は壁ではありません。壁ではなくチャンスです。自分が成長できるチャンスだと捉えて、お互いの違いを認めて成長したいものです。

第4回人権講座

開催日：令和2年9月23日（水）
テーマ：高齢者の人権
DVD「防ごう 高齢者虐待」
～日常の介護から考える～
人権啓発指導員：岡本潔政氏



4回目の今回は『高齢者の人権』をテーマにしたDVD「防ごう 高齢者虐待～日常の介護から考える～」を視聴した後、岡本潔政人権啓発指導員の講話を聴きました。

高齢化の進む現代社会において、親や年老いた夫・妻の介護は、多くの人にとって避けて通れない問題となっています。日常の介護の中で思い通りにならず、弱い立場の高齢者を心ならずも虐待してしまうことは、誰にでも起こりうるかもしれません。

このDVDは、働きながら認知症の親の介護をしている2つの事例を通して、①妻の介護をする夫の場合（老々介護の現場から）②母を介護する娘の場合（認知症介護の現場から）③母の介護をする息子の場合（介護と仕事の間で）の3場面がドラマ仕立てで描かれています。

介護は誰がやっても大変な作業であり、ストレスがたまればどなったり手をあげたりする可能性がある。決して一人で抱え込まないことが大切である。介護する側もつらいけど、介護される側もつらい思いをしている。特に排せつの失敗時はなおさらである。

認知症は本人にとっても家族にとってもつらい病気である。認知症になるとできないことが増え、記憶障害のせいで常に不安と隣り合わせの状態になる。介護する側もされる側もどうすれば心穏やかに暮らせるかを考えることが大切になる。介護は一人では大変難しい。家族しかできないこと、家族だからできないことがある。

出来なくなったことを嘆くより、今できることに感謝して生きる。そうすれば虐待などはしないで、大切な人を守れるのかもしれない。「後悔しない介護」を心がけることが重要である。など、多くのことを考えさせられました。

（岡本潔政人権啓発指導員の講話内容）

現在の新温泉町の高齢化率は40%であるが、2045年には50.4%になる予想がある。そうなると半分が高齢者となる社会がやってくる。

高齢者虐待を防ぐには、なにが高齢者虐待にあたるかを知る必要がある。

高齢者虐待には5つある。①身体的虐待（高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加える。本人に不利益となる強制的な手段や行動・言動を制限するなど）②心理的虐待（暴言、侮辱、無視など、高齢者に心理的な外傷を与える言動を行うなど）③性的虐待（わいせつ行為をはじめ、性行為の強要、性的嫌がらせなど）④ネグレクト（介護や世話の放棄。衰弱させるような著しい減食、長時間の放置をするなど）⑤経済的虐待（親族等が当該高齢者の財産を不当に処分する。日常に必要な金銭を渡さなかったり使わせなかったりすることなど）である。

総じて、「高齢者が、人として守られなくてはならない権利が一方的に奪われること」を高齢者虐待ととらえてよい。

現在、高齢者虐待防止法が制定されている。これには、養護者に対する支援、虐待の通報や相談、関係機関等による支援が定められている。

兵庫県における養護者による高齢者虐待の実態は、平成30年度の調査によると、虐待については1825件の相談・通報があり、うち、875件が虐待と認められている。虐待の被害高齢者は7割以上が女性であり、80歳代が4割以上を占め、要介護者が8割以上である。

虐待の内訳をみると、身体的虐待が65%、心理的虐待が35%、ネグレクトが20%、経済的虐待が15%、性的虐待が0.2%となっている。

虐待者は、8割以上が同居の家族であり、息子（36%）夫（25%）娘（18%）妻（8%）などとなっている。

誰にも「死」は訪れる。大切なことはそのことを受け止めることである。受け止めるとは、介護する側は「悔いのない介護をする」ことであり、その結果として、虐待を防ぐことにつながると思っている。また、そうすることが介護される人の人権を守り、介護する側の尊厳を尊重することにもつながると考えている。

第5回人権講座

開催日：令和2年10月28日（水）
テーマ：同和問題
DVD「ネット差別を許すな！」
人権啓発指導員：西口正男氏



今回は『同和問題』をテーマにしたDVD「ネット差別を許すな！」を視聴した後、西口正男人権啓発指導員の講話を聴きました。

DVDでは、今、ネット空間で部落差別が行われている。「部落差別解消法」ができた背景の一つに「ネット上の人権侵害、部落差別の深刻化」がある。「同和研修は受けたし、分かっているし、自分は差別しないし、大丈夫」と言う人ほど、学ぼうとしないし、無知で、無理解で、無関心であることが多い。無知・無理解・無関心な人ほど危ないといえる。無知・無理解・無関心の人ほど、自分の行為が「人権侵害、差別」だと気づいていないことが多い。現在の差別は「公然化・悪質化・扇動化」している。差別落書きは消せばなくなり、差別発言はその場で終わるが、ネットの世界では、差別は蓄積され二次元的・三次元的に拡散していく。デマもデマとわかるまでは真実である。「本人同意なく暴く」ことはプライバシー侵害となり、差別的なことを不特定多数にさらす行為は差別扇動になる。

結婚差別を受けて、結婚したケースは3人に2人、結婚をあきらめた人は3人に1人というデータがある。あきらめたケースは、当事者の二人共にまともな同和教育を学んでいない場合が多い。

人間の奥底にある偏見や差別をピーカーの底に沈殿した泥に例えて、泥を取り除く教育が重要であり、学ぶほどに泥が取り除ける、学ぶほどに差別が見抜けるようになるのである。など、多くのことを学びました。

（西口正男人権啓発指導員の講話内容）

「部落地名総監事件」とは、全国5300以上の部落（同和地区）の所在地、地名、戸数、人口、職業、生活程度が詳細に記載された書籍で、1975年に「人事極秘 特殊部落地名総監」と銘打って販売された。多くの企業や探偵社が購入し、身元調査や人事採用、結婚問題、土地購入などに利用されて大きな社会問題となった。法務省が10年を費やして663冊を回収し焼却処分にした。

「全国部落調査（復刻版）出版事件」とは、神奈川県出版社「示現舎」が「全国部落調査（復刻版）」を販売し、インターネット上にあげて拡散している事件である。ほかにも、インターネット上で拡散している事例は多くある。インターネットには光の部分と影の部分がある。光の部分は、瞬時に多くの人や世界と連絡がとれ、幅広く調べ物ができること、影の部分は多発するインターネット上の人権侵害やデマ、誹謗中傷である。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染者や医療従事者と家族、特定の地域住民に対する差別、カラオケ店、飲食店への営業妨害などである。

今こそ私たちは、あらゆる差別の解消と人権尊重の町づくりに向けて、デマや流言に流されず、自分で確認して物事の真実を知ることが重要である。

文化会館教養教室講座

文化会館は昭和53年に設立され、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、町民の福祉の向上と町民に対する人権啓発の推進、町民交流の促進を図るため、人権啓発活動や人権学習会、住民交流会などに取り組んでいます。

本年度は、住民交流を目的にした教養教室講座は8講座を開講し、のべ136名の地域住民が教養と交流を深めています。

着付け教室

今年度の着付け教室の教室生は12名です。

月に1回、平日に開かれる教室です。みんなで「上手に着られるようになりたい」という気持ちで取り組んでいます。それぞれの着物にあった着付け方法、ちょっとした着付けのコツを教わることにより、着姿が全く違ってきます。綺麗に着られたときは満足感があります。また、着姿を評価し合ったり、サポートし合ったりすることで初心者の方たちも安心して参加しています。

教室生のみんなで和気あいあいと楽しく着付けを習っています。(教室生)



焙煎珈琲教室

一杯のコーヒーから、それにまつわる歴史・文化・産地など、先生の講義に学びながらコーヒーの「生豆」を思う深さに焙煎してコーヒーの入れ方を細部にわたり実習し、種々のコーヒーを試飲します。実習室には香りが漂い、笑顔と楽しい話し声が響く講座です。

一杯のコーヒーから地球が見える。(教室生)



銭太鼓・エイサー教室

私たち、銭太鼓・エイサー教室は、講師はいませんがCDやビデオなどを見て練習しています。

大人が少ないので子供たちに協力してもらい、慰問に行ったりして楽しく活動しています。

誰でもできます!!少しでも体を動かして、汗をかいてやってみたい方、どなたでも大歓迎です。

一緒に楽しんでみませんか?(教室生)



和紙折り紙教室

和紙の良さ、風合いを生かして松森先生の指導のもと、色々なお花などを折っています。

新しい仲間も増え、指を動かしながら楽しんでいます。

折々の季節に合った作品をお家で飾れるのも楽しいものです。一緒に和紙を折ってみませんか?(教室生)



料理教室

料理教室は、郷土料理研究会の指導により年6回開催しています。調理実習を通じて交流を深め、初回の教室では講座生の希望により年間計画を立てています。

郷土料理をはじめ、旬の野菜や身近な食材を使い楽しみながら料理を学び、調理後の試食の時間は講座生の情報交換の場となっています。また、文化会館事業の「観月会」「近隣文化祭」「高齢者の集い」に積極的に協力しています。

バランスの良い食事は健康を維持するためにとっても大切です。料理教室でレパートリーを広げ、献立の参考にしてみませんか？気軽にご参加ください。（教室生）



茶道教室

乙野先生のご指導で月に一回、2時間の稽古をしています。少し緊張感もありますが、美味しいお菓子と一服のお茶でほっとする時間です。

テーブルでの稽古です。お茶は敷居が高い、難しいと思われがちですが、美味しいお茶を点てられたらいいなという気軽な気持ちで参加してみませんか。

お待ちしております。（教室生）



生け花教室

今年も米村先生、志田先生お二人にご指導していただいております。仲良し3人の新しい仲間の方たちが増えました。1時30分開始ですが、お花が用意できているので来た人から随時活け始めている状況です。御用があり、お花だけ持ち帰る方もいます。

家の中、水盤に季節の生花が活けてあることは、とても心が豊かになります。（教室生）



いきいき百歳体操

・この一年間に転んだことがありますか。 ・半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか。 ・昨年に比べて外出の回数が減っていますか。 ・今日が何月何日かわからない時がありますか。これらは介護予防基本チェックリストの一部です。

筋肉量は加齢とともに減少します（サルコペニア）。筋肉量の減少は「立つ」「歩く」など多動機能の低下を招き、運動器症候群（ロコモ）となります。筋肉が衰えると関節や神経などの運動器の伝達機能に障害が起きて老化のスピードが早まり、日常生活が不自由になり介護のリスクが高くなります。

「いきいき百歳体操」教室は筋力トレーニングをして「今やれていることが3年度、5年後にもできるように」そして「最期までひとりでトイレに行ける」ことを目指して、毎週1回1時間、皆で集まって楽しみながら元気になる体操をしています。

一度体験してください。（教室生）



住民交流事業

文化会館では、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決をめざして住民交流事業を展開しています。主な事業は、スポーツ交流事業としてグラウンドゴルフ大会、アジャタ大会、文化交流事業として観月会、近隣文化祭、高齢者を対象にした高齢者交流会です。

スポーツ交流事業

毎年6月と10月に実施しているグラウンドゴルフ大会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は中止になりました。

文化交流事業

観月会

- 観月会 令和2年10月1日（木）
- 近隣文化祭 令和2年12月6日（日）
- 高齢者交流会 令和2年2月14日（金）

本年度、文化会館では、のべ136名の地域住民の方々が8つの教室で活動していますが、10月1日（木）、文化会館教室生の交流を目的とした第8回文化会館観月会が34名の教室生の参加をいただいて開催されました。

午後6時半に文化会館2階大会議室で開会した観月会は、最初、人権DVD『サラーマット』を視聴した後、お茶会が始まりました。

生け花教室生による秋の草花五種（ヤハズススキ・リンドウ・オミナエシ・コギク・コスモス）寄せ挿け。料理教室生による十五夜にちなんで、15個の団子を三宝に積み上げたお月見団子、今秋に収穫された栗・薩摩芋・枝豆をお供えし、着付け教室生に着付けをお手伝いいただいた茶道教室生の見事なお点前で、和気あいあいとした中でも厳かな雰囲気の中とても美味しいお茶をいただきました。

料理教室生に作っていただいた三色団子（春先に摘んだヨモギを生地に練りこみウグイス粉をまぶしたウグイス団子、小豆（大納言）を使用した秋の彼岸にちなんだおはぎ、きな粉をまぶしたきな粉団子）をお茶菓子として味わいながら、宝珠型鉄瓶、陽齋作の春秋棗、吉田華正作の雪月花茶碗（乾漆）と千歳盆のお点前により、緊張しながらも味わい深くいただくことができました。

今年の観月会は中秋の名月当日の開催であり、文化会館ベランダにセットしたビデオカメラで中秋の名月をライブ撮影し、それを室内の大型テレビに映し出しながらのお茶会でした。

教室生の手作りによる観月会は教室生同士が交流を深めるすばらしいひと時になりました。改めて参加者の皆さんに感謝いたします。



近隣文化祭

【作品展示】和紙折り紙教室生が作ったコスモス、アンズリウム、マーガレット、ポピー、クリスマスローズや十二支などの作品、生け花教室生の個性あふれた見ごたえのある活け花、地域住民の方々から鶏の木工細工や手芸作品、陶芸作品、書、写真、短歌、絵画、手作りマスク、いきいき体操教室の活動風景写真など数多くの作品が出品されました。

【お茶席】乙野宗信講師の指導の下、茶道教室生11名がお点前を披露し来館者をもてなしました。

釜は「宝珠形」、棗は萬象造の「唐松蒔絵」、お茶碗は利昇造の「街」と美野焼「宝尽し」、茶杓は鵬雲斎作の「好日」など、乙野先生所有の茶道具を使用し、厳かな雰囲気の中で来館者をもてなしていただきました。

【バザー】自家製コシヒカリや自家製ネギ・玉ねぎ、自家製ジャガイモなどを近隣の皆さんから提供していただき、料理教室生の11名の方々に但馬牛の牛筋を使ったコクのあるカレーライスと日高昆布と鰹節でだしを取った風味豊かなきつねうどんをつくっていただきました。

食堂では、お互いの距離を十分に確保するとともに、テーブルには衝立を置き「3密」に十分配慮しながら食事を楽しんでいただきました。

【焙煎珈琲】講師の太田先生と教室生に生の珈琲豆を焙煎し、珈琲を点てていただきました。

本日の生豆の銘柄は、コロンビアとブラジル。煎り豆がパチパチと小気味よい音を出し、ふくよかな香りと独特の味わい、そして心地よい酸味と苦みが来館者を魅了していました。



高齢者交流会

令和2年2月14日（金）、文化会館を会場に住民交流事業の一つ「第26回高齢者交流会」を開催し、32名の参加者が楽しく交流しました。

健康講座では、新温泉町健康福祉課保健師の川中千恵さんから「楽しく健康づくり」と題してお話を聞きました。運動と認知トレーニングを組み合わせ、認知症予防を目的とした取り組みの総称を「コグニサイズ」といい体を動かしながら筋力の強化や機能維持を図ると同時に、計算やしりとりといった認知トレーニングも行い、脳の働きを活性化させ、認知症の発症を遅らせます。

「コグニサイズ」のポイントは①運動は姿勢よく、ゆっくりと②無理ない程度に毎日継続（1日30分。10分を3回に分けてもよい）③転倒に注意④運動しながら頭を使う。『グーパー体操』『指体操』などの運動を実際に教えていただきながら楽しむことができました。

続いて、美方警察署の方から、「防犯・交通安全」についてのお話を聞きました。

「振り込み詐欺」では、主に65歳以上の人を狙われている。兵庫県内の昨年度の被害額は7億9千万円で、そのうち65歳以上の被害額が75%であった。「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」「架空請求詐欺」の実例をプロの落語家が落語を通じて演じているDVDを視聴し、防犯について学習しました。人々の7割が自分は被害に合わない、自分には関係ないとして特に対策を考えていないので、日ごろから対策を考えておくことが大切である。

具体的には、オレオレ詐欺対策として、家族で合い言葉を決めておくことや、録音機能付きの電話機は効果がある。非通知の電話にはでないこと、電話でお金の話が出たときは誰かに相談する。交通事故防止では、1月～2月は早朝の散歩時の事故が多い。暗い時間帯には明るい服装を心がけることも大切なことであるなどを学びました。

学習会の最後には「障害」をテーマにした人権啓発DVD『お互いの本当が伝わる時』を視聴しました。障害のある人がどんな場面で困っているのか、どんな「バリア」があるのか、などを具体的に映像で示しておりそれをどう取り除いていけばいいのか、また、障害のある人から発信することの重要性なども学びました。

そして、参加者の皆さんがお待ちかねの手作り昼食は、文化会館料理教室の講座生の方々に腕を振っていただきました。この日の献立は「小豆ご飯」「チキンカツ」、「粕汁」、「ほうれん草の白和え」「おから」「にしめ」「ポテトサラダ」など、栄養も考えた大変美味しい食事をご用意いただきました。

参加者の皆さんで協力して配膳し、楽しくおしゃべりしながらいただくことができました。



新温泉町人権教育協議会

新温泉町人権教育協議会は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐるさまざまな人権課題の解決や、豊かな人権文化を構築するための教育および啓発の推進を目的に5つの部会を設置し、さまざまな取組を展開しています。

1 社会教育部会

人権尊重社会を築くため、町内に暮らすすべての人々が人権問題を単に知識として理解するのではなく自らの問題として受け止め、人権問題に直感的に気づく感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面に生かせるよう、人権意識の高揚を図るために年6回の人権セミナーを実施しています。
*令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施しています。

第1回人権セミナー

開催日：7月2日（木）

テーマ：『ともに笑顔で幸せに生きるための提案
～人権というタカラモノ～』

講師：びわこ成蹊スポーツ大学客員教授 園田 雅春 さん



あくまでも「子ども主義」「現場主義」を信条として全国を飛び回っている園田さんは、人権を大切にするには、「自尊感情」＝「自分自身を基本的に価値あるものとする感情」を育むことの大切さや、自尊感情の高まる時の接し方、自分自身を大切に考えるようにすることで、他人のことを思いやることに繋がっていき、良好な関係が生まれます。ほめる事より共感を持って接することで、会話しやすくなり、自尊感情を育みやすいことを学びました。人との接し方に改めて気づかされる講演でした。

第2回人権セミナー（人権を考えるつどい）

新型コロナウイルス感染症防止のため、中止となりました。

第3回人権セミナー

開催日：9月3日（木）

テーマ：『コロナ禍で改めて考える障がい者と人権』

講師：大阪市立大学ほか非常勤講師 松波 めぐみ さん



講演は、新型コロナウイルス感染症により、障がい者は介護等によって濃厚接触者となりやすく感染リスクが高く、より命の危険に侵されやすい立場にあります。これまで多数派中心の社会の問題とされてきた「障がい者を無視した常識」によるのではなく、不平等を是正し、不当な差別的取り扱いがない社会を目指していくことを改めて認識しました。

第4回人権セミナー

開催日：10月6日（火）

テーマ：『生活のすみずみで～無意識のまま身につけているもの～』

講師：鳥取市人権情報センター 主任研究員 福壽 みどり さん



講演は、育児に伴う暴力の相談事例を挙げて、その相談者は、実は男性だという話から始まります。このお話を聞いた皆さんは、相談者を女性だと思い込んでいましたが、無意識のまま思い込んでいるだけでした。かなりの場合、誰かの性別を勝手に判断しがちですが、これまでの経験からくる偏見によって生まれています。そんなことに気づかされた講演会でした。

第5回人権セミナー

開催日：11月5日（木）

テーマ：『話してみよう『部落問題』～知ることのできるゆたかな関係～』

講師：新温泉町人権啓発指導員 河越 智子 さん



参加体験型の学習で、知らず知らずのうちに自身が思い込んでいたりするようなことを気づかせてくれる内容でした。グループ討議を行い、その結果を発表しました。「寝た子を起こすな」の考え方では部落差別は解消されないことを知り、他者への共感や想像力をもつためにも、社会の現実についての正しい知識と理解が必要であり、「人権が尊重される社会」を目指していく態度の大切さを学ぶ機会となりました。

第6回人権セミナー

開催日：12月3日（木）
テーマ：『子どもの人権』
映 画：「みんなの学校」の視聴



大阪の大空小学校が目指すのは、「不登校ゼロ」。ここでは、特別支援学級の対象となる子ども、自分の気持ちもうまくコントロールできない子ども、みんな同じ教室で学びます。普通の小学校ですが、児童と教職員だけでなく、保護者や地域の人と一緒に、誰もが通い続けることができる学校を作りあげていくありのままの姿を記録した映像でした。

2 学校教育部会

学校教育部会は、県の「人権教育基本方針」及び町の「人権啓発方針」等に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決に向けた教育を発達段階に応じて推進します。

全体研修会

開催日：6月10日（水）
小・中学校の教職員が一堂に会し、学校教育部会の実践方針を確認するとともに小学校低中高学年部会、中学校部会ごとに分かれて今年度の活動テーマや活動方針について協議しました。

合同研修会

開催日：10月15日（木）
照来小学校において、全学年で人権学習の公開授業を行いました。町内の幼・小・中学校園の教職員が参加し、実践指導力を深める機会となりました。後半は、「こんな子どもはステキに育つ」をテーマにびわこ成蹊スポーツ大学客員教授園田雅春さんの講演を拝聴しました。

P T A・教職員合同人権研修会

町内の全ての幼・小・中・高等学校のP T Aで人権研修会を開催し、お互いの人権意識の向上に努めました。



3 企業部会

企業部会では、「あらゆる人権課題の解決に向け、職場における研修の内容をどう創造し、どのように実践していくか」をテーマに、明るい職場づくりをめざして、企業合同研修会を実施します。そして、一人一人の人権が大切にされ、生きがいのある職場づくりにむけて各種団体、企業等での研修会を積極的に支援、実施します。また、商工会だより「みゆみ」を活用し、人権標語・ポスター等を掲載し、人権啓発を行います。



4 地域部会

地域部会では、本年度3月に人権学習視察研修を予定しています。先進的な取組や、人権ゆかりの地を訪れ、人権尊重の精神の高揚を図り、差別のない明るいまちづくりの推進を目指しています。また、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題の解決や豊かな人権文化を構築することを目的に、地域における人権学習の推進を地域で支えていくために各地域の人権教育推進員を対象に研修会を実施しました。その他に、町の人権推進室と連携し、8月の「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間の取組として、各地区で人権学習会を開催しました。



5 啓発部会

- (1) 町人教啓発広報紙「えがお」の発行
人権尊重の精神の高揚を図り、差別のない明るい町づくりを推進するために啓発広報紙を発行し、効果的かつ充実した啓発に努めます。年4回発行し、町人教の活動を中心に掲載し、特集のコーナーやコラム、編集後記等を設け、紙面の充実に努めます。
- (2) 啓発物等による人権が尊重される理念の普及
「差別をなくし、人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間である8月を中心に町内の各種団体と連携し、さまざまな啓発物に人権標語等を掲載し、啓発を行います。
- (3) 各種啓発資料等の収集と活用
各種人権教育研究大会や研修会に参加し、報告集や資料を収集するとともに、各方面の資料・情報の収集に努め、研修会、啓発等において活用を図ります。



本人通知制度

本人通知制度とは

新温泉町では、住民票の写しや戸籍謄本、戸籍抄本など戸籍に関する証明書を第三者に交付した場合に、事前登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する「本人通知制度」を実施しています。

戸 籍 法

●戸籍にはどんな内容が記載されているのですか？

昭和22年に制定された戸籍法には、『戸籍の記載』について詳細に決められています。「氏名・出生年月日・戸籍に入った原因と年月日・実父母の氏名及び実父母との続柄・養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄・夫婦については夫又は妻である旨・他の戸籍から入ったものについてはその戸籍の表示」などです。

●戸籍は誰でも請求できるのですか？

戸籍に関する証明書を請求できる人は、本人と戸籍に記載されている者、その配偶者、直系親族等です。

ところが、例外で「弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士」の8業士は他人の戸籍に関する証明書を請求することも定められています。

戸籍の不正取得

●法令上認められているなら、取得されても問題ないのではないですか？

職権を乱用して、法令に定める職務外で不正に取得する事件が起きています。犯罪に利用されたり、犯罪被害にあうなどの人権侵害につながっています。

悪質な身元調査

戸籍や住民票などを不正に取得され、本籍地や現住所が明らかになることで身元調査に悪用される危険性があります。

金銭的な被害

銀行口座開設や各種契約などに悪用され、詐欺行為に加担させられる、知らないうちに借金を背負わされるなどの被害にあう危険性があります。

戸籍の悪用

知らないうちに自分の戸籍が悪用される、他人が自分に成りすまして各種届出をする、各種証明書を偽造されたりするなどの危険性があります。

ストーカー・DV被害

ストーカーやDV被害防止の申し出がされていないとき住所や家族関係を知られ犯罪被害を受ける危険性があります。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスに感染した人やその家族、治療にあたった病院関係者等に対する誤った情報や認識に基づく不当な差別・偏見・いじめ等があってはなりません。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるようなことがないように、正確な情報をご確認いただき、冷静な行動と人権への配慮をお願いいたします。

不安を感謝に!

共に生きる

わからないことが多いため不安を感じ、不安は人から人へと伝染していきます。



助け合える絆!



地域社会を守る力!

不安が心の中でふくらむと、感染に関わる特定の人・地域・職業などを遠ざけようとしてしまいます。



想像

創造 感謝

咳をしているわ。きっとコロナよ!

〇〇地域に感染者がいるって聞いたよ!

差別を受けるのが怖くて、熱や咳があることを隠せば、結果として感染拡大につながってしまいます。



それぞれの場所で、それぞれの立場で、今できることを精一杯されています。



新型コロナウイルスへの不安や恐怖にしばられてしまうと、大切なことが見えなくなります。しかし、「想像力」をはたらかせてみると、たくさんの方が私たちの生活を支え、一人一人がそれぞれの立場で今できることを行っていることに気づきます。このことに感謝しながら、状況に応じた新しい考え方や行動を「創造」して行ってはどうでしょうか。それぞれの立場でできることを行い、みんなが一つになって、負のスパイラルを断ち切りましょう!

人権啓発推進条例制定のまち しんおんせん

令和2年度 新温泉町人権標語 優秀作品

すてきだね ひとをはげます そのことば

浜坂東小学校1年 にしがき西垣 ゆいと結斗 さん

悲しい顔 ほっとけないよ 大じょうぶ?

照来小学校4年 にしざわ西澤 しほ志歩 さん

なりたいな 人の苦しみ 知れる人

浜坂南小学校6年 てらぐち寺口 そう颯 さん

スマホより 目を見て話そう 自分から

浜坂中学校3年 おさき尾崎 のあ乃彩 さん

新温泉町人権啓発推進条例 (平成17年10月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、町及び町民が共に力を合わせ、お互いの人権が尊重され誇りが持てる町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、人権尊重の理念に基づき、人間性を豊かにする人権教育及び啓発活動を推進し、人権意識の醸成及び高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、お互いに基本的人権を尊重し、自ら人権尊重の町づくりの一員であることを自覚し、差別の解消に努めるものとする。

(以下の条項は略)

★人権に関する困りごと相談は★

新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328

問合せ先 新温泉町文化会館 電話 (0796) 82-3328 (令和3年3月作成)